

公園使用の許可条件

使用者は、都市公園法、同施行令並びに大阪市公園条例、同施行条例に定める事項に従うことのほか、次の事項を守らなければならない。

1. この許可証を必ず携帯し、公園管理者の指示があった場合には提示すること。
2. 来園者の通行や緊急車両・公園維持管理作業用車両の通行を妨げないこと。安全対策については特に万全を期すること。
3. 来園者の通行を一方向的に妨げることなく、かつ円滑な通行に十分に配慮すること。
4. 来園者に危険の及ぶ恐れのある行為をしないこと。
5. 使用後は整地・清掃を実施し、原状復旧すること。ごみについては、使用者で処分すること。
6. 使用者が公園内の土地、建物、施設及び物品を滅失、損壊したときは、大阪市長の定める損害額を賠償すること。
7. 使用者が許可なく公園内の土地、建物、施設及び物品を滅失、損壊、改造した場合は都市公園法に基づき処罰されるほか、本許可について取り消すことがある。
8. 使用者は、許可物件以外の設置物や横断幕等を設置してはならない。
9. 使用者は、無断で水・電気を公園から取らないこと。
10. 公園管理者に無断で園路等にマーキング等をしないこと。また、事前に許可を受けたものについても、使用後は必ず原状復旧すること。
11. 使用者は、集会時の拡声器等使用の際、他の来園者や近隣の迷惑にならないよう、音量には十分注意すること。
12. 露店など営利目的の商行為を行わないこと。
13. 使用者が第三者に損害を加えたときは、自己の責任において解決すること。
14. 許可条件及び許可内容については厳守すること。
15. 公園内への車両の乗り入れは、資材等を搬入するための必要最小限とし、かつ事前に公園管理者の許可を受けたものに限ること。また、駐車場を別に確保し、公園内に不法に駐車しないこと。
16. 都市公園法その他関係法令並びに許可事項に違反したとき、及び大阪市が公益上必要と認めるときは、期間中であっても許可を取り消すことがある。
17. 本件許可について不服があるときは、許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大阪市長に対し異議申し立てをすることができる。

また、この許可を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に大阪市を被告としての処分の取消しの訴えを提起することもできる。(訴訟において大阪市を代表する者は、大阪市長となる。)

ただし、この許可について異議申し立てをした場合には、当該異議申し立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に当該訴えを提起することができる。